

○紀南地方老人福祉施設組合個人情報の保護に関する法律施行細則

(令和5年4月18日)
規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び紀南地方老人福祉施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年紀南地方老人福祉施設組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用負担の額)

第2条 条例第3条第2項に規定する写しの作成及び送付に関する費用は次に掲げるとおりとする。

- (1) 写しの作成に要する費用は、1枚につき10円とする。
- (2) 送付に要する費用は、郵便料の額とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項の規定に定める方法は、次に定める方法とする。

- (1) 現金により納付する方法
- (2) その他管理者が定める方法

(文書の様式)

第4条 法、令、規則及び施行のために必要な文書の様式は、白浜町の例による。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則 (令和5年4月18日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。